

「車積載車による事故車等の排除業務（ロードサービス業務）に係る有償運送許可」

取得に関する研修会の開催について

社団法人秋田県自動車整備振興会

ロードサービス業務に使用される車積載車による道路上の故障車等の排除業務は、道路運送法第78条第3号の有償運送許可により、これまで、警察又は道路管理者から依頼を受けたJAF及びJAFの指定工場等が保有する車積載車が対象とされてきました。

今般、当該業務の取り扱いが改正され、**本年9月以降は「国土交通省が指定した団体（事業者団体）が実施する研修・指導を受けること、並びに車積載車の運行により生命又は身体の損害を受けた者一人につき、保険金額5,000万円以上の損害保険賠償責任保険契約等を締結していること。」により自家用車による有償運送許可を受けることが可能となりました。**

このことから、（社）日本自動車整備振興会連合会（日整連）では、国土交通省に当該指定の申請をし、8月29日付けで指定団体となりましたので、**今後は当会が日整連から研修及び指導業務の委託を受け、当該研修会を開催出来ることとなりました。**

つきましては、下記により研修会を致しますので、有償運送許可申請を希望される事業者におかれましては、この機会にお申し込みいただきますようご案内申し上げます。

ご不明な点等御座いましたら、当会事業課（TEL:018-823-6546）にお問い合わせ下さい。

記

1. 研修日時・場所

対象地区	月 日	場 所	定員
県南地区 大仙・仙北・横手・湯沢地域	11月21日（月）	県南交通センター ☎0182-32-1371 横手市朝日ヶ丘2丁目2-37	100名
県北地区 鹿角・大館・能代地域	11月24日（木）	大館中央公民館 ☎0186-42-4365 大館市字桜町南45-1	100名
中央地区 男鹿・南秋・秋田・由利本荘地域	11月25日（金）	秋田県職業訓練センター 秋田市向浜1丁目2-1 ☎018-824-2548	100名
【受付時間】 9：30～10：00 【研修時間】 10：00～16：00			

※該当地区での受講をお願い致します。

※定員の関係により受講場所を変更頂く場合がありますのでご了承下さい。

2. 受講対象 車積載車を使用し、道路上の事故車及び故障車を、現場（秋田県内）から、最寄りのディーラー、整備工場、車両置場まで有償で搬送する業務（ロードサービス業務）を行う事業者（車積載車の車検証上の使用者）が対象となります。

但し、次の場合は有償運送許可の対象外となります。

自動車整備事業者等が自己の整備工場に無償で持ち込んで修理を行う場合、積載装置の無いレッカー車による事故車等の移動の場合、災害の為緊急を要する場合は、この有償運送許可の対象外となります。

3. 受講料 1事業者1名当り（受講料・テキスト代・消費税含み）

①会員：5,000円 ②非会員：8,000円

※受講料は研修当日受付にて現金受領とさせていただきます。

4. 申込方法 別添の「受講申込書」に必要事項をご記入の上、11月16日（水）必着で会場まで、FAXにてお申し込み下さい。 [「受講申込書」ダウンロードはこちらから](#)

5. 必要書類 会員事業者の申請は、振興会が一括申請を行います。

研修当日、申請書をご記入・押印の上、提出頂きますので下記書類等を当日ご持参下さい。

①任意保険等の証書(写)・・・対人5,000万円以上を限度額とした契約が必要

②自動車検査証(写)・・・許可申請をする車積載車の自動車検査証

※自動車検査証の使用者欄が御社名義(個人の場合は事業主名義)の車積載車のみ申請可能です。

③印鑑……………車積載車の自動車検査証の使用者名が

(会員事業者のみ)

※法人の場合は「社印」(角印で結構です)

※個人の場合は「認印」

④受講申込書・・・FAXして頂いた控えをお持ち頂き、当日、受付でご提示下さい。

6. その他 昼食は各自ご準備下さい。